

市区町村別集計項目(推進体制等)

新潟県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					17	18	9					30				
15	100	新潟市	市民生活部 男女共同参画課	1	1	1	1	新潟市男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日			第4次新潟市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
15	202	長岡市	人権・男女共同参画課	1	1	0	1	長岡市男女共同参画社会基本条例	2010年12月22日	2011年4月1日			第3次ながおか男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
15	204	三条市	市民部地域経営課	1	2	0	1	三条市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日			第3次三条市男女共同参画推進プラン	2023年4月 ~ 2029年3月	1	1
15	205	柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	1	1	1	1	新潟県柏崎市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日			柏崎市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
15	206	新発田市	人権啓発課	1	1	1	1	新発田市男女共同参画推進条例	2015年3月12日	2015年4月1日			第4次しばた男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1
15	208	小千谷市	市民生活課	1	2	1	1				0		第5次おぢや男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
15	209	加茂市	総務課	1	2	0	0				1		加茂市男女共同参画推進計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
15	210	十日町市	企画政策課	1	2	1	1				0		第4次十日町市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
15	211	見附市	市民税務課	1	2	1	1				0		第5次見附市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
15	212	村上市	生活人権室	1	2	1	0				2		第3次村上市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
15	213	燕市	地域振興課	1	2	1	1	燕市男女共同参画推進条例	2014年12月25日	2015年4月1日			第3次燕市男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2024年3月	1	1
15	216	糸魚川市	市民部環境生活課	1	2	1	1				0		第3次いといがわ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
15	217	妙高市	生涯学習課	2	2	0	1	妙高市男女共同参画社会推進条例	2004年12月16日	2004年12月16日			第3次妙高市男女共同参画計画(男女が共にあゆむパートナープラン2020~2029)	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1
15	218	五泉市	企画政策課	1	2	1	1	五泉市男女共同参画推進条例	2011年3月29日	2011年4月1日			ごせん男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
15	222	上越市	多文化共生課	1	1	1	1	上越市男女共同参画基本条例	2002年3月29日	2002年4月1日			上越市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
15	223	阿賀野市	企画財政課	1	2	1	1				0		第4次阿賀野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
15	224	佐渡市	市民課	1	2	1	1				0		第3次佐渡市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
15	225	魚沼市	企画政策課	1	2	1	0				0		第4次魚沼市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
15	226	南魚沼市	企画政策課	1	2	1	1				0		第4次南魚沼市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
15	227	胎内市	総務課	1	2	1	1				0		第3次胎内市男女共同参画プラン21	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
15	307	聖籠町	総務課	1	2	1	1				0		第4次聖籠町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
15	342	弥彦村	総務課	1	2	0	0				2					0
15	361	田上町	総務課	1	2	0	0				0					0
15	385	阿賀町	総務課	1	2	0	0				0					0
15	405	出雲崎町	教育委員会教育課	2	2	0	0				0					0
15	461	湯沢町	企画観光課	1	2	0	0				0					0
15	482	津南町	教育委員会生涯学習班	2	1	0	0				0					0
15	504	刈羽村	産業政策課	1	2	0	0				0					0
15	581	関川村	地域政策課	1	2	0	0				0					0
15	586	粟島浦村	総務課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			5									0	5	5	0	0	5	0	0
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階	025-246-7713	025-246-8080	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza		○	○					○		
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	ウィルながおか	940-0062	新潟県長岡市大手通2-2-6	0258-39-2746	0258-39-2747	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/wil/		○	○					○		
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター		955-0844	三条市桜木町12番38号 三条ものづくり学校112号室	0256-34-5624	0256-33-5732	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/chii_kikeieika/tiikishinkou/danjyokyoudousankaku/986.html		○	○					○		
15	205	柏崎市																	
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム		957-0053	新潟県新発田市中央町5丁目8番47号	0254-28-9630	0254-28-9670	https://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/jinken/danjo/1009447.html		○	○					○		
15	208	小千谷市																	
15	209	加茂市																	
15	210	十日町市																	
15	211	見附市																	
15	212	村上市																	
15	213	燕市																	
15	216	糸魚川市																	
15	217	妙高市																	
15	218	五泉市																	
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	ウイズじょうえつ	943-0821	新潟県上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階	025-527-3624	025-522-8240	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/		○	○					○		
15	223	阿賀野市																	
15	224	佐渡市																	
15	225	魚沼市																	
15	226	南魚沼市																	
15	227	胎内市																	
15	307	聖籠町																	
15	342	弥彦村																	
15	361	田上町																	
15	385	阿賀町																	
15	405	出雲崎町																	
15	461	湯沢町																	
15	482	津南町																	
15	504	刈羽村																	
15	581	関川村																	
15	586	粟島浦村																	

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

新潟県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					3	4	3	4	1	3	3	0	3	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	1991年8月1日	2	3	10,693	○	○	○	○		○	○		○	保育室運営
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	2001年10月1日	5	6	6,371	○	○	○	○		○	○		○	
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター	2000年7月1日	0	0	0		○								各種団体への貸館
15	205	柏崎市			0	0	0										
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	2017年4月1日	0	0	0				○						
15	208	小千谷市			0	0	0										
15	209	加茂市			0	0	0										
15	210	十日町市			0	0	0										
15	211	見附市			0	0	0										
15	212	村上市			0	0	0										
15	213	燕市			0	0	0										
15	216	糸魚川市			0	0	0										
15	217	妙高市			0	0	0										
15	218	五泉市			0	0	0										
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	2	4	3,153	○	○	○	○	○	○	○		○	
15	223	阿賀野市			0	0	0										
15	224	佐渡市			0	0	0										
15	225	魚沼市			0	0	0										
15	226	南魚沼市			0	0	0										
15	227	胎内市			0	0	0										
15	307	聖籠町			0	0	0										
15	342	弥彦村			0	0	0										
15	361	田上町			0	0	0										
15	385	阿賀町			0	0	0										
15	405	出雲崎町			0	0	0										
15	461	湯沢町			0	0	0										
15	482	津南町			0	0	0										
15	504	刈羽村			0	0	0										
15	581	関川村			0	0	0										
15	586	粟島浦村			0	0	0										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)		女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)
			1			20	1	5.0	22	1	4.5	10	1	10.0	8	0	0.0	8,245	363	4.4
15	100	新潟市				1	0	0.0	2	1	50.0							2054	129	6.3
15	202	長岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							956	38	4.0
15	204	三条市				1	0	0.0	1	0	0.0							222	0	0.0
15	205	柏崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							304	5	1.6
15	206	新発田市				1	0	0.0	1	0	0.0							332	10	3.0
15	208	小千谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	0	0.0
15	209	加茂市				1	1	100.0	1	0	0.0							85	0	0.0
15	210	十日町市				1	0	0.0	1	0	0.0							51	0	0.0
15	211	見附市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	6	3.5
15	212	村上市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	4	1.5
15	213	燕市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	5	2.5
15	216	糸魚川市				1	0	0.0	1	0	0.0							174	2	1.1
15	217	妙高市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	3	1.6
15	218	五泉市				1	0	0.0	1	0	0.0							386	39	10.1
15	222	上越市	2001年9月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							819	5	0.6
15	223	阿賀野市				1	0	0.0	0	0								281	14	5.0
15	224	佐渡市				1	0	0.0	1	0	0.0							586	82	14.0
15	225	魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							122	1	0.8
15	226	南魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							233	1	0.4
15	227	胎内市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	1	0.7
15	307	聖籠町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	3	8.3
15	342	弥彦村										1	0	0.0	0	0		20	0	0.0
15	361	田上町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
15	385	阿賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	1	0.8
15	405	出雲崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5
15	461	湯沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
15	482	津南町										1	1	100.0	1	0	0.0	141	10	7.1
15	504	刈羽村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	581	関川村										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
15	586	粟島浦村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																	
		問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況													
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	その他	その他	その他							
	小計			1,218	1,054	16,341	5,081	31.1	837	721	11,683	3,297	28.2	162	110	1,047	220	21.0	890	88	9.9	920	90	9.8								
15	100	新潟市	45%	2025年度	168	168	2,493	1,044	41.9	附属機関及び要綱等により設置されている審議会等	99	99	1,704	692	40.6	6	6	79	24	30.4	65	17	26.2	66	17	25.8	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	1	
15	202	長岡市	40~60%	2032年3月	72	69	1,032	392	38.0	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	31	30	492	172	35.0	6	4	43	7	16.3	54	11	20.4	55	11	20.0	1		1		1	
15	204	三条市	40.0	2029年3月	35	30	468	112	23.9	法律、条例及び規則に基づき設置するもの	35	30	514	124	24.1	6	5	41	14	34.1	37	3	8.1	38	3	7.9	1		1		1	
15	205	柏崎市	40.0	2026年3月	52	44	555	200	36.0	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、条例・規則等により設置されている審議会等、要綱等により設置されている協議会等	41	40	464	162	34.9	6	5	37	10	27.0	34	7	20.6	35	7	20.0	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
15	206	新発田市	37.0	2024年3月	36	35	424	136	32.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	36	35	424	136	32.1	6	3	35	5	14.3	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1	
15	208	小千谷市	35.0	2027年3月	51	37	539	139	25.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等に教育委員会委員、選挙管理委員等の政策方針決定のある委員(審議会等数25)を加えた数	26	19	300	63	21.0	5	4	32	8	25.0	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
15	209	加茂市	40.0	2028年3月	22	21	346	99	28.6	全て	22	21	346	99	28.6	5	3	31	5	16.1	27	2	7.4	28	3	10.7	2	2023年3月1日	1			
15	210	十日町市	40.0	2026年3月	61	50	832	218	26.2	条例・規則・要綱等に基づき設置され、条文で「調停・審査・審議・調査を行う」と定めているもの(審議会・協議会・委員会等)。ただし、活動実態の無いものや委員不在のものを除く	31	28	393	91	23.2	5	2	38	3	7.9	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
15	211	見附市	40.0	2027年3月	34	32	654	191	29.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等および規定又は要綱等により設置されている協議会、懇談会、その他会合	19	18	319	74	23.2	5	5	25	7	28.0	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
15	212	村上市	30.0	2027年4月	51	30	719	145	20.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等および規則、要綱等で定める委員等を含む	44	24	591	105	17.8	5	3	36	4	11.1	33	0	0.0	34	0	0.0	1		1		1	
15	213	燕市	36.0	2024年3月	62	55	891	294	33.0	法律、条例、要綱等により設置されている附属機関等	40	38	473	129	27.3	5	4	41	10	24.4	41	7	17.1	42	7	16.7	1		1		1	
15	216	糸魚川市	40.0	2027年3月	61	46	949	244	25.7	法律、政令、条例、要綱及び規則で定める審議会、委員会、会議等	32	25	365	101	27.7	5	4	33	5	15.2	38	0	0.0	39	0	0.0	1		1		1	
15	217	妙高市	35.4	2030年3月	34	28	423	127	30.0	市が設置する各種審議会・協議会	34	28	423	127	30.0	6	4	33	7	21.2	25	7	28.0	26	7	26.9	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日
15	218	五泉市	40.0	2027年3月	57	53	910	273	30.0	法令・条例及び要綱等により設置されている審議会等	22	20	361	98	27.1	5	4	32	8	25.0	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1		1	
15	222	上越市	50.0	2023年3月	120	112	1,590	448	28.2	地方自治法第180条の5第1項に規定する執行機関、地方自治法第180条の5第3項に規定する執行機関、地方自治法第202号の5第1項に規定する地域協議会、地方自治法第202条の3の規定に基づき条例で設置する審議会及び要綱等に基づく私的諮問機関等	49	47	809	244	30.2	6	6	40	8	20.0	37	1	2.7	38	1	2.6	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
15	223	阿賀野市	40.0	2026年3月	52	45	636	230	36.2	法律、条例、要綱等により設置されている審議会等	24	23	279	78	28.0	5	3	28	7	25.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1	
15	224	佐渡市	40.0	2027年3月	87	66	1,054	273	25.9	法律または条例により佐渡市が設置する附属機関及び要綱などにより佐渡市が開催する懇談会等	12	12	152	46	30.3	5	2	37	5	13.5	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1	
15	225	魚沼市	40.0	2026年3月	43	33	487	112	23.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び条例、規則及び要綱等により設置されている会議等	32	23	350	76	21.7	5	3	32	5	15.6	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	
15	226	南魚沼市	30.0	2025年3月	34	32	406	110	27.1	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等及び要綱等により設置され、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査を行うと規定されている審議会等	26	24	307	65	21.2	5	2	32	5	15.6	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
15	227	胎内市	35.0	2025年3月	55	43	624	210	33.7	市所管の各種審議会等	25	22	232	67	28.9	5	4	36	7	19.4	13	1	7.7	14	1	7.1	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1	
15	307	聖籠町	32.7	2025年3月	31	25	309	84	27.2	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び同法202条の3に基づく審議会等で、調査時点において稼働中のものとし、休止中または委員改定作業のものを含まない。	26	22	282	77	27.3	5	4	27	7	25.9	26	7	26.9	27	7	25.9	1		1		1	
15	342	弥彦村								18	9	210	25	11.9	5	2	18	2	11.1	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1		
15	361	田上町								16	11	222	26	11.7	5	4	28	6	21.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1		
15	385	阿賀町								9	6	124	33	26.6	5	2	27	3	11.1	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1		
15	405	出雲崎町								12	10	161	34	21.1	5	3	18	4	22.2	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1		
15	461	湯沢町								23	18	245	51	20.8	5	2	22	3	13.6	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1		
15	482	津南町								8	7	72	19	26.4	5	3	32	5	15.6	12	0	0.0	13	1	7.7	1		1		1		
15	504	刈羽村								8	5	82	15	18.3	5	2	23	2	8.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1		
15	581	関川村								12	8	204	34	16.7	5	4	19	5	26.3	26	0	0.0	27	0	0.0	1		1		1		
15	586	粟島浦村								3	1	32	1	3.1	4	2	14	2	14.3	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1		

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況														問11-2 職務上の地位別職員在職状況														問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5											
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他														
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)																		部長長相当職	うち女性数			女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)		
15	100	新潟市	1,409	207	14.7	1,052	151	14.4	222	24	10.8	177	18	10.2	45	5	11.1	29	4	13.8	1,142	178	15.6	846	129	15.2	1,817	484	26.6	1,187	250	21.1	3,587	1,221	34.0	2,184	662	30.3			201	16	8.0	38	0	0.0			
15	100	新潟市	303	57	18.8	173	44	25.4	42	8	19.0	34	8	23.5	35	3	8.6	24	2	8.3	226	46	20.4	115	34	29.6	442	111	25.1	203	46	22.7	1,014	366	36.1	480	141	29.4	1		18	1	5.6	4	0	0.0	1		
15	202	長岡市	133	19	14.3	105	16	15.2	32	3	9.4	27	2	7.4	5	1	20.0	2	1	50.0	96	15	15.6	76	13	17.1	186	23	12.4	124	14	11.3	446	133	29.8	245	69	28.2	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1		
15	204	三条市	41	1	2.4	37	1	2.7	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	1	3.1	29	1	3.4	53	14	26.4	44	14	31.8	106	27	25.5	78	27	34.6	1		3	0	0.0	1		0	0.0	1	
15	205	柏崎市	57	5	8.8	47	4	8.5	13	1	7.7	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	44	4	9.1	36	3	8.3	74	11	14.9	52	7	13.5	116	35	30.2	59	13	22.0	1		13	2	15.4	2	0	0.0	1		
15	206	新発田市	54	10	18.5	45	8	17.8	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	53	10	18.9	44	8	18.2	96	35	36.5	68	17	25.0	130	47	36.2	100	34	34.0	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1		
15	208	小千谷市	18	3	16.7	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	14	2	14.3	37	17	45.9	18	7	38.9	47	11	23.4	31	8	25.8	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1		
15	209	加茂市	22	3	13.6	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	16	2	12.5	50	16	32.0	48	16	33.3	41	18	43.9	36	15	41.7	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1		
15	210	十日町市	64	4	6.3	54	2	3.7	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	58	4	6.9	48	2	4.2	91	15	16.5	76	9	11.8	29	9	31.0	21	5	23.8	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	211	見附市	29	4	13.8	18	2	11.1	8	1	12.5	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	12	1	8.3	60	18	30.0	36	10	27.8	73	29	39.7	28	8	28.6	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	212	村上市	42	6	14.3	39	6	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	42	6	14.3	39	6	15.4	113	26	23.0	97	26	26.8	133	40	30.1	107	39	36.4	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	213	燕市	47	8	17.0	39	6	15.4	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	33	7	21.2	27	5	18.5	56	29	51.8	29	8	27.6	92	34	37.0	67	24	35.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	216	糸魚川市	31	3	9.7	24	3	12.5	5	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	3	11.5	20	3	15.0	29	4	13.8	23	4	17.4	71	19	26.8	39	8	20.5	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1		
15	217	妙高市	21	2	9.5	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	20	2	10.0	23	5	21.7	23	5	21.7	53	9	17.0	53	9	17.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	218	五泉市	24	3	12.5	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	3	12.5	20	3	15.0	44	18	40.9	25	6	24.0	94	42	44.7	50	20	40.0	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1		
15	222	上越市	142	22	15.5	119	15	12.6	27	3	11.1	24	1	4.2	0	0	0.0	0	0	0.0	115	19	16.5	95	14	14.7	190	59	31.1	137	24	17.5	348	108	31.0	261	66	25.3	1		31	2	6.5	4	0	0.0	1		
15	223	阿賀野市	29	5	17.2	17	5	29.4	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	5	18.5	15	5	33.3	37	13	35.1	28	11	39.3	76	27	35.5	51	21	41.2	1		4	0	0.0	0	0.0	1			
15	224	佐渡市	55	5	9.1	42	5	11.9	13	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	42	5	11.9	30	5	16.7	108	32	29.6	64	7	10.9	180	54	30.0	90	18	20.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	225	魚沼市	45	7	15.6	34	7	20.6	10	1	10.0	8	1	12.5	5	1	20.0	3	1	33.3	30	5	16.7	23	5	21.7	21	5	23.8	10	0	0.0	88	27	30.7	58	16	27.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	226	南魚沼市	102	24	23.5	58	6	10.3	29	5	17.2	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	73	19	26.0	45	4	8.9	4	0	0.0	0	0	0.0	191	88	46.1	123	61	49.6	1		4	0	0.0	0	0.0	1			
15	227	胎内市	18	1	5.6	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	1	5.6	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	52	13	25.0	46	7	15.2	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1		
15	307	聖籠町	21	2	9.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	16	2	12.5	24	7	29.2	18	3	16.7	16	8	50.0	13	6	46.2	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	342	弥彦村	18	3	16.7	16	2	12.5	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	3	20.0	13	2	15.4	7	4	57.1	6	3	50.0	19	16	84.2	12	9	75.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	361	田上町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	15	6	40.0	12	3	25.0	1		5	1	20.0	0	0	0.0	1		
15	385	阿賀町	16	3	18.8	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	13	3	23.1	24	7	29.2	17	3	17.6	45	12	26.7	29	6	20.7	1		2	0	0.0	0	0.0	1			
15	405	出雲崎町	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0	9	0	0.0	14	4	28.6	12	3	25.0	14	5	35.7	11	2	18.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	461	湯沢町	20	4	20.0	19	3	15.8	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	23	5	21.7	23	5	21.7	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
15	482	津南町	16	1	6.3	12	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	15	45.5	24	8	33.3	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1		
15	504	刈羽村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	8																						

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				19	1の合計	30	0	29		2			30	28	28	28	29	21
				5	2の合計	0	26	1		28			0	1	1	1	1	4
				1	3の合計	0	3			0			0	0	0	0	0	0
				5	4の合計	0	1						0	0	0	0	0	1
15	100	新潟市	1	新潟市職員服務規程第11条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じおそれのない文書、名刺その他の記載を要するものにおいて、氏を改めた後も引き続き旧姓を使用することができる。	新潟市議会	1	2	1	新潟市議会会議規則(昭和43年3月31日議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
15	202	長岡市	1	長岡市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する事項を定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(別記第1号様式)により任命権者に届けなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届出書(別記第2号様式)により任命権者に届けなければならない。 (責務) 第5条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第6条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。	長岡市議会	1	3	1	長岡市議会会議規則 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条第2項)	2			1	1	1	1	1	1
15	204	三条市	2		三条市議会	1	2	1	三条市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第84条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
15	205	柏崎市	1	柏崎市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	柏崎市議会	1	2	1	新潟県柏崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産を理由とする欠席は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7										
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
15	206	新発田市	1	新発田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものについて、旧姓を使用することができる。	新発田市議会	1	2	1	新発田市議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
15	208	小千谷市	1	小千谷市職員旧姓使用取扱要綱(令和2年9月24日制定) 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下、「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を得て、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 職員の権利や義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (3) 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (4) 所屬長が、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれがないと認めるもの 3 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係る文書等で、職員の同一性の確認ができなくなったり、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがあるもの (2) 公権力の行使を伴うもの等、職・氏名を明らかにする必要があるもの (3) 行政処分、行政指導等に関するもの (4) 給与や旅費の支給事務で、税金の源泉徴収や銀行口座の氏名等との整合性を図る必要があるもの (5) 法令等により認められないもの (6) 所屬長が、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれがあると認めるもの	小千谷市議会	1	2	1	小千谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
15	209	加茂市	1	加茂市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	加茂市議会	1	2	1	加茂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1		
15	210	十日町市	2		十日町市議会	1	2	1	十日町市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	4
15	211	見附市	1	見附市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	見附市議会	1	2	1	見附市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
								議 会 名	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
15	212	村上市	1	村上市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。	村上市議会	1	2	1	村上市議会会議規則 平成20年5月19日 議会規則第1号 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
15	213	燕市	1	燕市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	新潟県燕市議会	1	2	1	燕市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1	
15	216	糸魚川市	1	糸魚川市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	糸魚川市議会	1	2	1	糸魚川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
15	217	妙高市	1	妙高市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	新潟県妙高市議会	1	2	1	妙高市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
15	218	五泉市	4		五泉市議会	1	2	1	五泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
15	222	上越市	1	上越市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	上越市議会	1	2	1	上越市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
15	307	聖籠町	1	聖籠町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書、氏名れその他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	聖籠町議会	1	2	1	聖籠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15	342	弥彦村	4		弥彦村議会	1	2	1	弥彦村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため、出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
15	361	田上町	2		田上町議会	1	2	1	田上町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15	385	阿賀町	4		阿賀町議会	1	2	1	阿賀町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15	405	出雲崎町	4		出雲崎町議会	1	3	1	出雲崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
15	461	湯沢町	1	湯沢町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	湯沢町議会	1	2	1	湯沢町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2	
15	482	津南町	4		津南町議会	1	3	1	津南町議会の運営に関する基準 第1章 総則 第4節 参集 8議員が会議を欠席するときは、所定の欠席届を議長に提出する。ただし、その開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。なお、津南町議会会議規則第2条第1項にいう事故は、社会通念上やむを得ない範囲とし、出産を理由とする欠席は、出産予定の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から、出産後8週間以内とし、定められた日数を記載した所定の届書に、出産予定日を証する書類等を添え、あらかじめ、議長に提出するものとする。なお、葬祭を理由とする欠席は、原則3親等以内の者に限る。	2					1				1	1	
15	504	刈羽村	3		刈羽村議会	1	2	1	刈羽村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 全項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2	

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
15	581	関川村	1	関川村職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものについて、旧姓を使用することができる。	関川村議会	1	2	1	関川村議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1	1
15	586	粟島浦村	2		粟島浦村議会	1	4	2		2				1	2	2	2	2	2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	4	5		4	2	2	5			5				
		0	7	8	4	0	1	8	7			24				
		0	0	17				18	3	20	0	1				
		30	19								18					
15	100	新潟市	4	4	3			1	1	3	2		2			
15	202	長岡市	4	1	2			2	3	2	1		2			
15	204	三条市	4	4	3			3		3	4		2			
15	205	柏崎市	4	2	1	1		3		3	1		2			
15	206	新発田市	4	1	3			1	3	1	1		2			
15	208	小千谷市	4	4	3			3		3	2		2			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ル 倫 理 防 規 止	す 2 議 員 向 け メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 開	3 そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おうとしている。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
15	209	加茂市	4	2	3						3		2	1	加茂市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあるときは、通称名等を使用することができない。	2	
15	210	十日町市	4	4	3						3		3	4	見附市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	2	
15	211	見附市	4	2	3						3		3	1		2	
15	212	村上市	4	4	1	1			村上市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規程を遵守しなければならない。 (8) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3		3	4	村上市地域防災計画(震災対策編) 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
コ ロ シ ド	村 名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 規 ス が 定 メ ン ト を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 研 修 は 有 り ま す か 。	3 そ の 他 其 他 内 容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
15 213	燕市	4	2	3				3		2		1	燕市地域防災計画 燕市地域防災計画「風水害編」「震災編」の「避難及び避難所計画」の部分に、以下の項目があります(両編とも同じ文章です) <男女共同参画の視点に立った避難所運営> 避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況であっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守る事が重要である。 避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、その運営に際して、女性参画を推進するものとする。また、特に男女別に物干し場、更衣室及び授乳室の設置や仮設トイレの設置場所の配慮、生理用品・女性下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが助け合って避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。 ※燕市防災会議の委員に、燕市男女共同参画推進審議会の委員1名を委嘱しております。	
15 216	糸魚川市	4	2	1	1			1	1	3	4	1	糸魚川市地域防災計画 総則編 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱 2 防災関係機関及び市民責務 (2)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される県政業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化して行う。 (3)県の責務 ③災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター(男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。))が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。	
15 217	妙高市	4	4	3				3		3	4	2		
15 218	五泉市	4	4	3				3		3	4	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
15	222 上越市	4	1	3			3		2			1		
													地域防災計画 地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、原子力災害対策編、一般災害対策編に次のとおり規定あり【地震災害対策編】・第1部第2節 2(1)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。【津波災害対策編】・第1部第2節 2(1)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。【自然災害対策編】・第1部第2節 2(1)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。【原子力災害対策編】・第1部第5節 2(1)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。【一般災害対策編】・第1部第2節 2(1)市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組む。男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等(以下「男女共同参画センター」という。)の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある(ハラスメント防止規定を議員向け研修に含む)を 2. 議員向け研修に含む 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
15	223	阿賀野市	4	4	3			3		3	4		2	
15	224	佐渡市	4	4	2			2	2	2	4		1	佐渡市地域防災計画 災害時において、避難所等での様々な場面における支援体制、また、自主防災組織への加入促進など、ニーズにあった体制の確立に努めるものとする。
15	225	魚沼市	4	1	3			3		3	4		2	
15	226	南魚沼市	4	2	3			3		3	4		2	
15	227	胎内市	4	2	2			2	2	2	4		2	
15	307	聖籠町	4	4	3			3		3	4		2	
15	342	弥彦村	4	4	2			2	2	2	4		2	
15	361	田上町	4	4	3			3		3	2		2	
15	385	阿賀町	4	4	1	1		3		3	2		2	阿賀町議会議員政治倫理規程 第3条 議員は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような行為を行ってはならない。 (2) 議会、他の議員及び町民に対しその名誉を毀損し、又は人権を侵害するおそれのある一切の行為を行ってはならない。 (3) その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体・他の議員・公務員の公正な職務遂行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。 (4) その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体の利益の実現を目的として活動しなければならない。 (5) いかなる会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。 (6) 町及び町出資団体等が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品購入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入をしてはならない。 (7) 町職員(会計年度任用職員等を含む。)の採用、昇任、異動その他の人事に関与してはならない。 (8) 地方自治法、個人情報保護法等を遵守し、議員として職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならない。
15	405	出雲崎町	4	4	2			1	2	1	4		2	
15	461	湯沢町	4	4	2			2	2	2	4		2	
15	482	津南町	4	4	2			2	3	2	4		2	
15	504	刈羽村	4	4	3			3		3	4		3	
15	581	関川村	4	4	2			2	2	2	2		2	
15	586	粟島浦村	4	4	1	3		2	2	3	4		2	